

浄化槽は きちんと使って きれいな水に



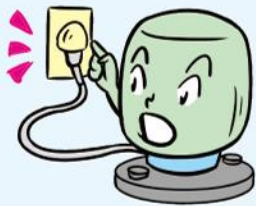
〈維持管理の3つの約束〉

浄化槽を使用される皆様には、
「保守点検」「清掃」「法定検査」の
約束があります。

きれいな水を川や海に還^{かえ}すため、
維持管理を正しく行いましょう。

使用上の注意

送風機の電源は絶対に
切らないでください。



送風機が止まると、臭いの発生や水質悪化の
原因になります。故障したらすぐに修理や交
換をしてください。

台所から油分や食べ物くず
を流さないでください。



特に油分は微生物への負担が大きいです。
油は紙にしみこませて捨てるか、再利用しま
しょう。

漂白剤・カビ落とし剤など
強い洗剤の使用は、
少し控えめにしてください。



漂白剤などを一度にたくさん使用すると微生物
が弱り、臭いの発生や、水質悪化の原因になり
ます。使用の際は適量を心がけてください。

排水が集中しないように
心がけてください。



例えば、お風呂と洗濯機から同時に排水する
と一度に大量の水が流れ込み、処理が不十分
になり、水質が安定しないことがあります。

水に溶けないモノは
流さないでください。



詰まりや、清掃時期が早まる原因となります。

正しく使ってしっかり
維持管理してね！



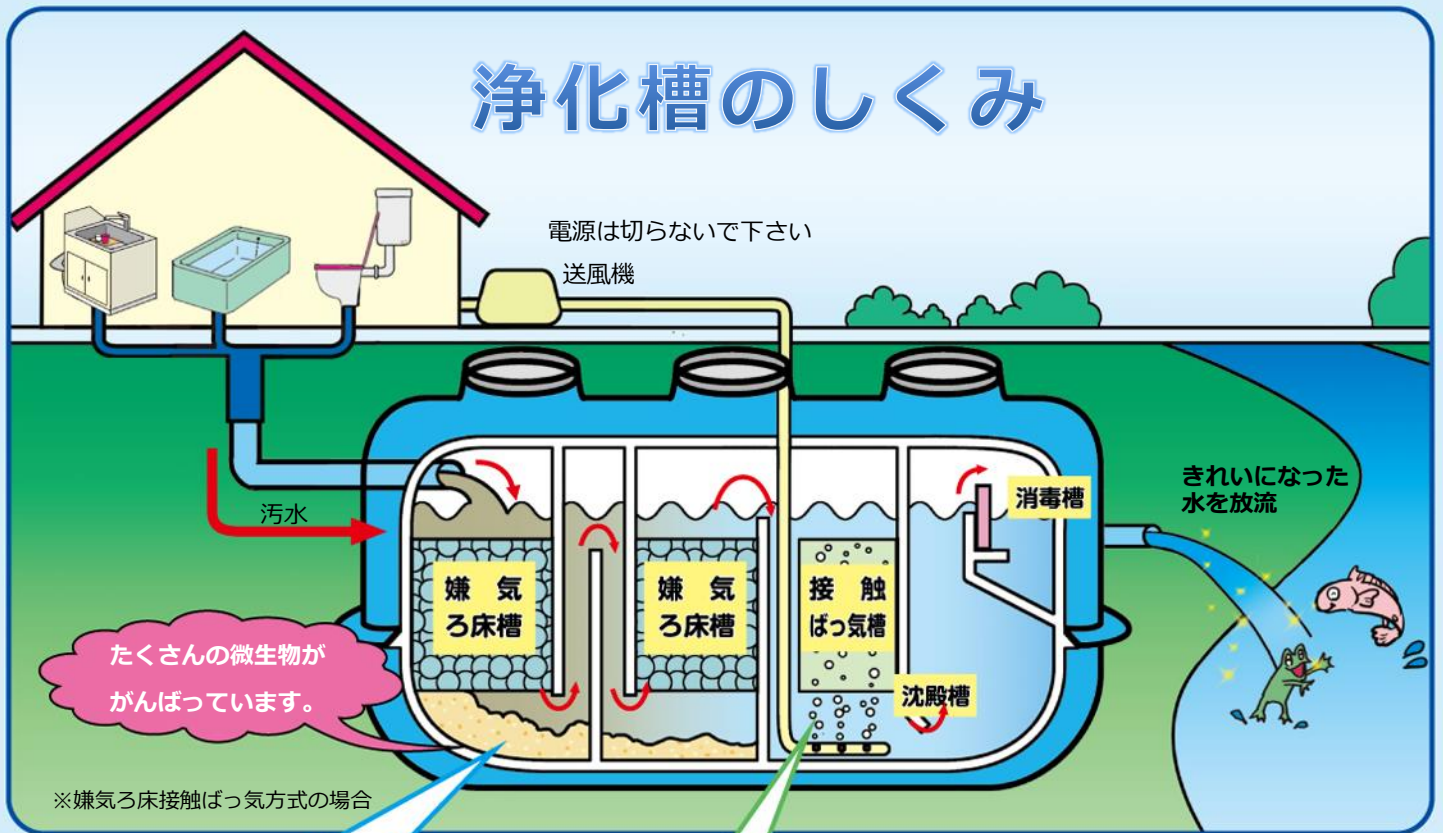
みんなの大切な水環境を守るため 浄化槽の働きを応援してください

浄化槽は、微生物の働きによってトイレの排水や生活雑排水をきれいにして
います。けれど、しっかり働けないと浄化力が落ちてしまい、汚れたままの
水を川や海に流してしまうことになります。浄化槽が機能を発揮するためには、
いろいろな微生物が汚れを食べてくれることが必要です。微生物が働き
やすい環境を整えるためには、3つの維持管理が不可欠です。浄化槽のしくみ
を知り、維持管理の3つの約束と役割を理解して、きれいな水環境を守りま
しょう。

浄化槽は
生きものなんだよ



浄化槽のしくみ



空気がキライ

嫌気性微生物

「ろ床」についた嫌気性微生物（酸素の無いところで働く微生物）が、汚水の中の有機物を分解します。



空気が大スキ

好気性微生物

二次処理槽の「接触材」についた好気性微生物（酸素が十分あるところで働く微生物）が、さらに汚水の中の有機物を分解します。



活躍する微生物たち



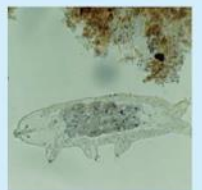
カルケシウム



ボルティセラ



ケンミジンコ



クマムシ

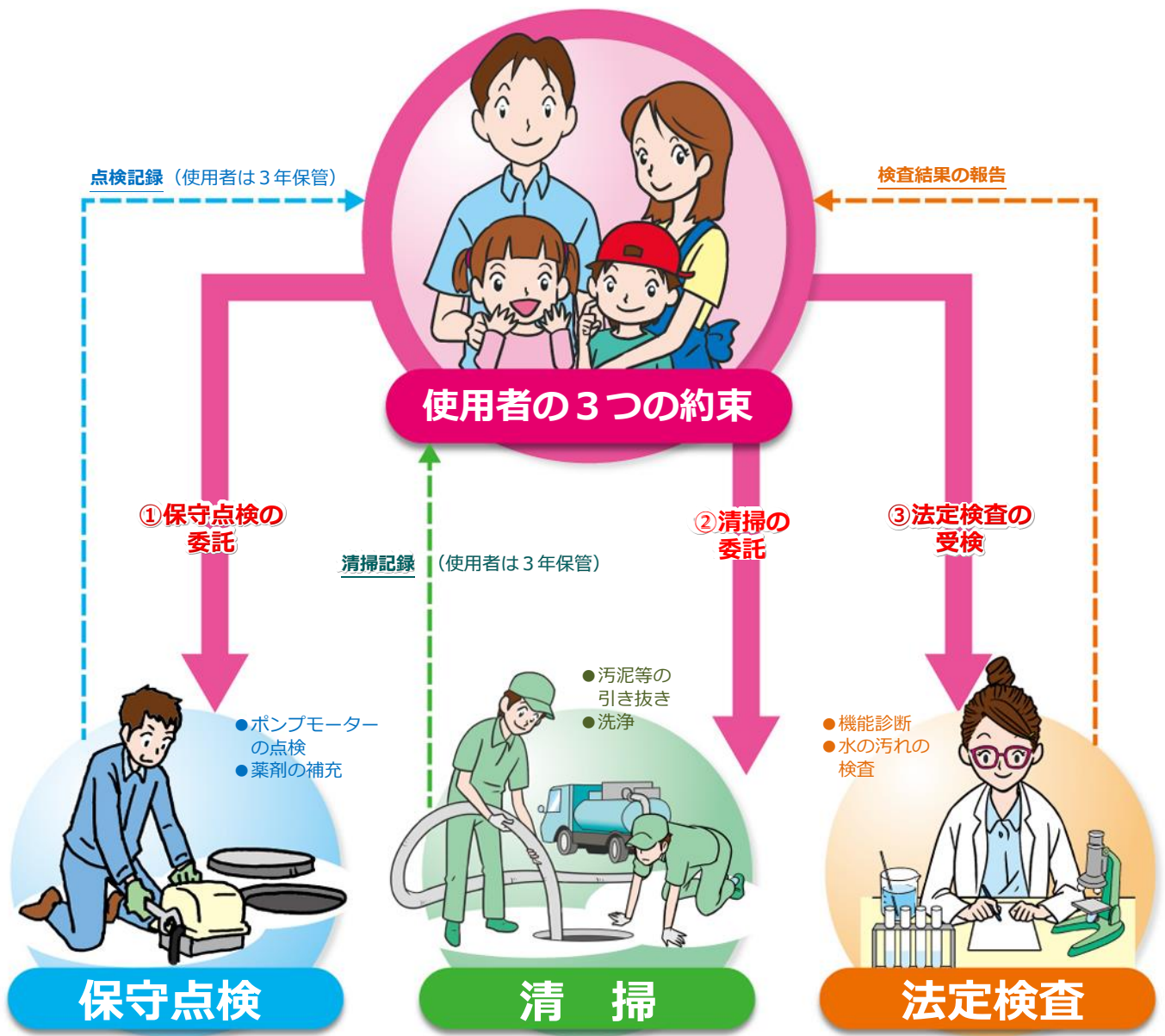
微生物が元気に働くためには
保守点検・清掃・法定検査が必要だよ



この他にもいろいろな微生物がいます。



保守点検・清掃・法定検査の3つの維持管理を毎年必ず行ってください



保守点検とは？

浄化槽の点検、調整や修理、消毒剤の補充のことです。**年3回以上**実施しなければなりません（回数は浄化槽の種類などによって異なります）。県知事等の登録を受けた業者に委託してください。

浄化槽の健康管理です



清掃とは？

浄化槽内に生じた汚泥等の引き抜きや調整、機器類の洗浄のことです。**年1回以上**実施しなければなりません。市町長の許可を受けた業者に委託してください。

法定検査とは？

浄化槽の健康診断です



保守点検や清掃とは別に行う浄化槽の機能診断のことです。保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかを確認する検査です。**毎年1回**受けなければなりません。法定検査は県知事が指定した次の検査機関が実施しています。

①外観検査 ②水質検査 ③書類検査

●公益社団法人 広島県環境保全センター
広島市安佐南区大塚西4丁目2番28号
☎082-849-6411

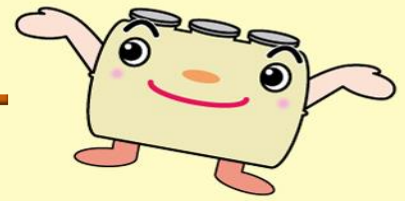
11人槽以上

10人槽以下の
ガイドライン検査
(5年に1回)

●公益社団法人 広島県浄化槽協会
安芸郡府中町千代8番8号
☎082-569-5540

10人槽以下の
効率化検査
(5年に4回)

浄化槽の維持管理のご質問にお答えします



Q 浄化槽の維持管理はなぜ必要なのでしょうか？

A 浄化槽は、微生物が汚れを食べて分解することで汚水をきれいにするものです。浄化槽が本来の機能を発揮するためには微生物がよく食べ、増えるような快適な環境を整えてやる必要があります、その環境整備が維持管理にあたります。維持管理を適切に行わないと、微生物が減ったり働きが弱ったりして、放流水の水質悪化や悪臭の発生など生活環境を悪くする原因となるため、維持管理は必要不可欠です。

Q 法定検査はどういうものですか？

A ○法律で定められた検査で、県の指定した検査機関が年1回実施します。
○浄化槽の機能が保持されているか、機能を保つための保守点検・清掃がきちんと実施されているかを検査します。
○検査結果が「不適正」となった場合は、結果の内容にしたがって保守点検業者や清掃業者へ相談し、適切な措置を講じてください。

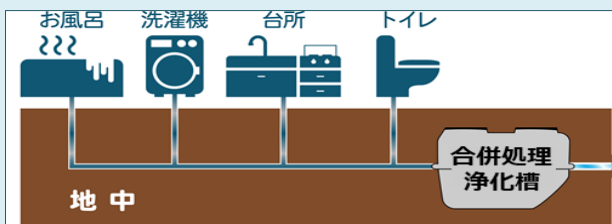
Q 保守点検も清掃も実施しているのに、法定検査を受ける必要があるのですか？

A 保守点検と清掃は、浄化槽の機能を保つための作業です。保守点検は付属装置の点検・調整・修理を、清掃は溜まった汚泥の引き抜きや内部の異常確認を行い、浄化槽が正常に機能するよう管理します。人でいえば「日頃の健康管理」です。一方、法定検査は、浄化槽が正常に機能しているか、機能保持のための保守点検と清掃が適切に実施されているかを、県の指定検査機関が公正中立に行う検査で、人でいう「健康診断」にあたります。このように、法定検査は、保守点検・清掃とは目的や作業内容が異なるため、年1回の受検が必要となります。

Q 使用を始める時や、やめる時はどうしたらよいですか？

A 引越しや下水道に接続するときなど、浄化槽の使用をやめる場合は届出が必要です。このほかにも、新たに使い始めるときや使用者（世帯主）が変わる時にも届出が必要です。

合併処理浄化槽に変えることで、全ての生活排水が処理され、周囲の水環境の改善に！



■ 浄化槽の各種手続きや適正管理などの相談は、お住まいの地域の市役所又は町役場へお問い合わせください。

【広島市】	業務第二課	TEL 082-504-2223	【呉市】	環境試験センター	TEL 0823-25-3551	【竹原市】	地域づくり課	TEL 0846-22-2279
【三原市】	生活環境課	TEL 0848-67-6168	【尾道市】	下水道課	TEL 0848-29-7010	【福山市】	環境保全課	TEL 084-928-1072
【府中市】	環境衛生課	TEL 0847-43-9222	【三次市】	環境政策課	TEL 0824-62-6136	【庄原市】	下水道課	TEL 0824-73-1175
【大竹市】	環境整備課	TEL 0827-59-2154	【東広島市】	生活衛生課	TEL 082-422-1048	【廿日市市】	下水道経営課	TEL 0829-32-5490
【安芸高田市】	下水道課	TEL 0826-47-1204	【江田島市】	生活環境課	TEL 0823-43-1637	【府中町】	下水道課	TEL 082-286-3189
【海田町】	地域みらい課	TEL 082-823-9219	【熊野町】	生活環境課	TEL 082-820-5606	【坂町】	環境防災課	TEL 082-820-1506
【安芸太田町】	建設課	TEL 0826-28-1962	【北広島町】	環境生活課	TEL 0826-72-7365	【大崎上島町】	環境衛生課	TEL 0846-64-3513
【世羅町】	上下水道課	TEL 0847-22-1189	【神石高原町】	健康衛生課	TEL 0847-89-3336			